

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鳥取市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、総会で選任された公益認定法第5条第15号の理事（以下「外部理事」という。）、外部理事以外の理事（以下「会員理事」という。）、公益認定法第5条第16号の監事（以下「外部監事」という。）及び外部監事以外の監事（以下「会員監事」という。）をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給する。ただし、職員が常勤役員を兼ねる場合は支給しない。

- 2 非常勤役員の報酬は、理事会（総会直後の臨時理事会を除く。以下同じ。）及び監査会に出席の都度、定額を支払う。ただし、職員が非常勤役員を兼ねる場合又は当該非常勤役員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項に規定する一般職に属する地方公務員である場合は支払わない。
- 3 常勤役員の報酬は月額とする。
- 4 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額は、別表1に定める金額の範囲内で、理事会の決議によって定めるものとする。

- 2 非常勤役員のうち外部理事及び会員理事の報酬は、別表2に定める金額の範囲内で、理事会の決議によって定めるものとする。
- 3 非常勤役員のうち外部監事及び会員監事の報酬は、別表2に定める金額の範囲内で、監事の協議により定めるものとする。

(報酬の支給日等)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与規程第4条を準用するものとする。

- 2 非常勤役員のうち外部理事及び会員理事の報酬は、理事会に出席の都度、支払うものとする。
- 3 非常勤役員のうち外部監事及び会員監事の報酬は、理事会及び監査会に出席の都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 常勤役員の報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 前項の報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給するものとする。

3 非常勤役員の報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して現金で直接本人に支給するものとする。

(常勤役員の就任月、退任月及び死亡月の報酬)

第6条の2 新たに常勤役員となった者には、常勤役員に就任した日の翌日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任したときは、退任した日までの報酬を支給する。

3 第1項に規定する常勤役員に就任した日が月の1日以外のとき又は第2項に規定する退任した日が月の末日以外のときの報酬の額は、第4条第1項に規定する額を当該月の日数で除して得た額に当該月の就任日数を乗じて得た額とする。

4 前項の報酬の計算において、円未満の端数が生ずるときは、その端数が50銭以上のときは1円とし、50銭未満のときは切り捨てる。

5 常勤役員が死亡したときは、当該役員の法定相続人(届出をしていないが、常勤役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)に死亡した日が属する月までの報酬を支給する。

(費用)

第7条 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要する費用については、前もって支払うものとする。

2 前項の費用の額は、別表3により予算の範囲内において支給する。

第8条 削除

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

別表1 (第4条第1項関係)

理事長	8万6千円の範囲内
-----	-----------

別表 2 (第 4 条第 2 項・第 3 項関係)

(1) 外部理事	理事会に出席	1 回当たり 9 千円の範囲内
(2) 会員理事	理事会に出席	1 回当たり 6 千円の範囲内
(3) 外部監事	理事会に出席	1 回当たり 9 千円の範囲内
	監査会に出席	1 回当たり 9 千円の範囲内
(4) 会員監事	理事会に出席	1 回当たり 6 千円の範囲内
	監査会に出席	1 回当たり 6 千円の範囲内

別表 3 (第 7 条第 2 項関係)

(1) 非常勤役員の管内 職務に係る費用	非常勤役員が届出する非常勤役員の管内勤務に係る費用届出書(様式)に基づき、自宅からセンターまでの公共交通機関の運賃若しくは距離に基づく次の額又は自宅から開催場所までの公共交通機関の運賃及び距離に基づく次の額	
自動車等の片道の使用距離		1 回
5 km 未満		1 6 0 円
5 km 以上 10 km 未満		3 2 0 円
10 km 以上 15 km 未満		4 8 0 円
15 km 以上 20 km 未満		6 4 0 円
20 km 以上 25 km 未満		8 0 0 円
25 km 以上 30 km 未満		9 6 0 円
30 km 以上		1, 1 2 0 円
(2) 役員の管外職務に係る費用	旅費規程で定める金額	
(3) その他	実費	

様式 (別表 3 関係)

年 月 日届出

非常勤役員の管内勤務に係る費用届出書

①私有自動車を使用する者

役員名	自宅住所	目的地	区分	片道走行距離	費用の額 ※センター記入欄
	鳥取市			km	円

②公共の交通機関(バス)を利用する者

役員名	自宅住所	乗車バス停	降車バス停	区分	料 金	費用の額(往復) ※センター記入欄
	鳥取市			片道		円

③公共の交通機関(JR)を利用する者

役員名	自宅住所	乗車駅	降車駅	区分	料 金	費用の額(往復) ※センター記入欄
	鳥取市			片道		円